

## 2. 出来形管理及び品質管理の評定(ばらつき判定)について

### ① 評定(ばらつき)の考え方

品質及び出来形を評定する際に判断するばらつきは、各試験項目及び各測定項目の全てが50%若しくは80%の範囲内に収まることを評価の判断として運用してきたが、今後は各項目毎の母数の8割が50%若しくは80%の範囲内に収まることを評価の判断とし、品質及び出来形の評価としては各項目毎の評価の中から低評価値を代表評価とします。

### ② 用水路の基礎等に用いる「木杭」については、評価項目から除外

木杭については、元口等の形状が不均一であり出来形のばらつきに大きく影響する。評価基準を一律に適用することは、品質基準に適用しながら納入される製品によっては、施工業者の不利益となることから、施工管理基準は厳守することとし、工事施行成績評定の出来形及び出来ばえから除外して評価を行なうこととします。

### ③ 小数以下の基準値設定が困難な場合について

出来形測定の限界から1mm単位未満の小数以下を計測することが困難な場合は、1mm単位の管理とし施行成績評定における基準値に対するばらつき50%及び80%を、その小数以下の数値を含む単位限とする。

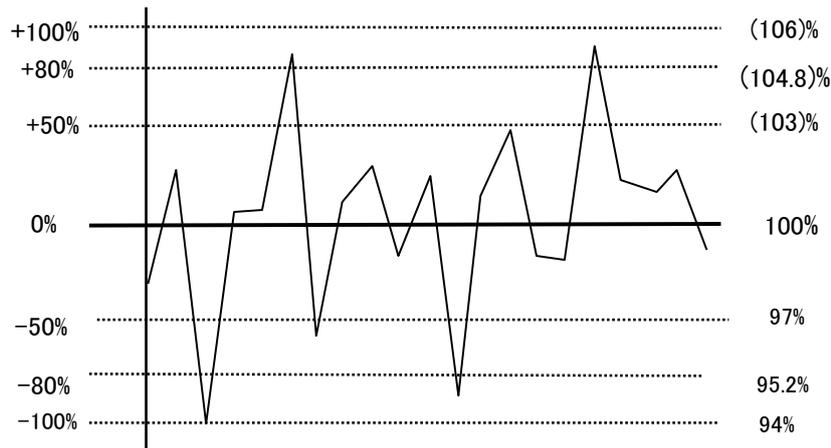
例) 基準値が9mmの場合

50%設定値は±4.5mmとなり±5mmとして評価する。

80%設定値は±7.2mmとなり±8mmとして評価する。

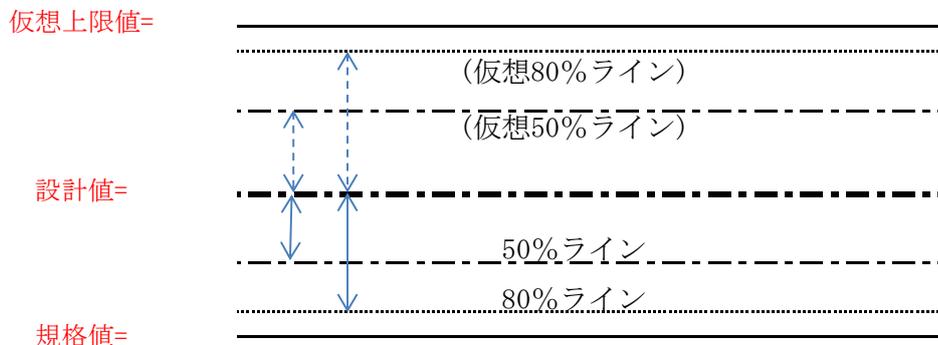
出来形管理・品質管理の評定（ばらつき）の考え方

1) ばらつき判定80%以内の例



上記では、測定件数（母数）21点に対してばらつき80%以内が17点であり打点数（母数）の8割以上を占めるため、80%以内と見なし評価する。  
 ただし、規格値を超えるもの、測定箇所が不足等については、従前とおり扱うものとする。

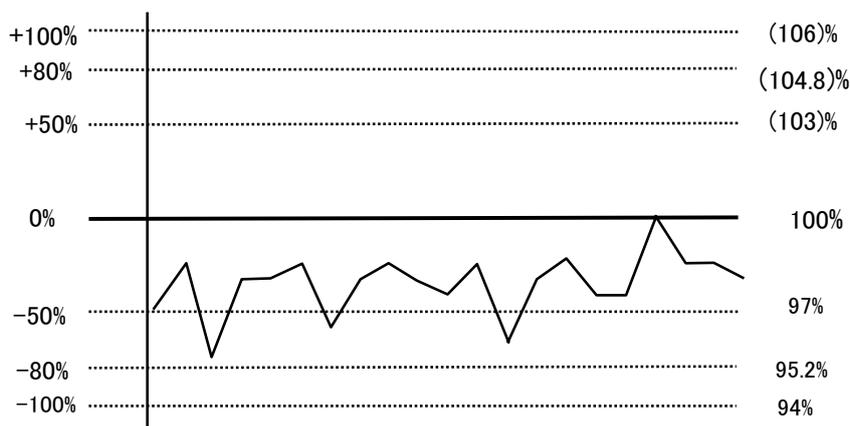
2) 規格値が下限値のみの場合



・ 下限値と同じ値があると仮定し、ばらつきの%を判断する。

3) 舗装の現場密度の評定におけるばらつき判定について

舗装の現場密度を評定する際に判断するばらつきは、基準密度の100%を中央値とし、下限値との範囲で50%及び80%を設定し、100%を中心に上限値仮定のばらつき判断とする。



基準密度94%を下限値とし、理論密度100%を中央値に設定し、50%、80%及び上限値を仮定する。

上記では、打点数21点に対しばらつき50%以内が18点であり、打点数の□8割以上を占めるため、50%以内と見なす。